

令和 年 月 日

小竹町長 様

住 所 .....

申請者 氏 名 .....

電 話 ( ) .....

### 補 助 金 交 付 申 請 書

令和 年度において、浄化槽を設置しますので小竹町浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の規定により、下記のとおり補助金の交付を申請します。

設 置 場 所	小竹町
浄 化 槽	( )人槽 メーカー・型式 ( )
送 風 機	メーカー・型式 ( ) 風量 <input checked="" type="checkbox"/> /hr
交 付 申 請 額	金 円
所 有 者	1 申請者本人 2 その他 ( )
住 宅 の 用 途	1 申請者居住住宅 2 借家 3 その他 ( )
建 物 の 種 類	1 一般住宅 ( 延床面積 m <sup>2</sup> )
	2 併用住宅 ( 居住部分 m <sup>2</sup> その他 m <sup>2</sup> )
	3 その他 ( )
工 期	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
処 理 水 放 流 先	1 下排水路 2 道路側溝 3 用水路 4 ため池 5 その他
施 工 業 者	住 所
	名称又は氏名
	県知事登録番号・届出番号
	電話 ( ) 設備士氏名

令和 年 月 日

小竹町長 様

住 所 .....

申請者 氏 名 .....

電 話 ( ) .....

## 実 績 報 告 書

令和 年 月 日付 小環第 号で補助金の交付決定通知を受けた補助事業について、事業（工事）が完了しましたので、下記のとおり報告します。

記

1 補助金交付決定額 金 ..... 円

2 事業（工事）完了年月日 令和 年 月 日 .....

### ※ 添付書類

- （1） 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し
- （2） 浄化槽法定検査依頼書の写し
- （3） 浄化槽工事完了届出書の写し
- （4） 浄化槽使用開始届出書の写し
- （5） 浄化槽工事のチェックリスト
- （6） 住民票の謄本（全員）
- （7） 浄化槽設置工事写真
- （8） その他町長が必要と認める書類

---

## 工 事 完 了 確 認 調 書

現地確認の結果、浄化槽が適正に設置されていることを認める。

令和 年 月 日

確認職員氏名 .....

立会者氏名 .....

令和 年 月 日

小竹町長 様

住 所 .....

申請者 氏 名 ..... 印

電 話 ..... ( )

## 補 助 金 交 付 請 求 書

令和 年 月 日付 小環第 号で補助金の交付決定通知を受けた補助事業について、事業（工事）が完了しましたので、下記のとおり請求します。

記

1 補助金申請（確定）額

金 ..... 円

2 振込金融機関名（※郵便局以外でお願いします。）

金融機関名	銀 行 信用金庫 農 協 支店
預金種目	普 通 ・ 当 座
口座番号	No.
フリガナ	
口座名義人 (補助対象者)	

(口座名義は通帳のとおり正確にご記入ください。)

# 誓 約 書

令和 年 月 日

小竹町長

様

住 所 .....

申請者 氏 名 .....

印

電 話 ( ) .....

浄化槽設置場所 .....

私が浄化槽を設置するにあたり、次のことを誓約いたします。

## 記

- 1 設置する浄化槽に係る苦情又は紛争等があった場合には、当事者間により責任を持って解決します。
- 2 浄化槽の使用については、使用に係る法令等を遵守し保守点検及び清掃については、専門業者に委託します。
- 3 公共下水道が整備された場合には、下水道法に基づき下水道に接続します。
- 4 浄化槽法に基づく水質検査を実施し、検査結果書の写しを速やかに提出します。
- 5 行政の指導に対しては、誠意を持って対応（実施）します。
- 6 浄化槽の排水の取水調査等を実施する際に、敷地内に立入ることは拒否しません。

# 工事請負契約書

印紙

第1条 発注者\_\_\_\_\_（以下「甲」という。）及び、  
浄化槽工事業者\_\_\_\_\_（以下「乙」という。）は、  
合併処理浄化槽設置整備事業補助金の交付を受けて甲が行う合併処理浄化槽の設置工事  
に関し、対等な立場でこの契約を締結し、信義を守り誠実にこれを履行する。

第2条 この契約は、次に掲げる工事に適用される。

- 1 工事の場所 \_\_\_\_\_
- 2 工事の期間 令和 年 月 日～令和 年 月 日
- 3 設置する浄化槽

浄化槽法(昭和58年法律第43号)第4条第1項の規定による構造基準に適合し、  
かつ、生物化学的酸素要求量(以下「BOD」という。)除去率90%以上、放流水の  
BODが20mg/ (日間平均値)以下の機能を有するとともに、「合併処理浄化槽設  
置整備事業における国庫補助指針」(平成4年10月30日衛浄第34号以下「国庫補  
助指針」という。)が適用される合併処理浄化槽にあつては国庫補助指針に適合するも  
のをいう。

- 4 工事の請負代金 金 \_\_\_\_\_ 円
- 5 支払方法 1 現金 2 その他( )

第3条 乙は、この契約と添付の図面及び仕様書に基づき、前条の期間内に工事を完了し  
て契約の目的物を甲に引き渡すものとし、甲は、引き渡しと引き換えにその請負代金  
全額の支払を完了する。

第4条 乙は、この契約に係る工事を浄化槽法第29条第3項に従い浄化槽設備士  
( )に実地に監督させ、又は自ら浄化槽設備士の資格を有し  
て、工事を実地に監督しなければならない。

第5条 甲及び乙はこの契約によって生じる権利又は義務を、第三者に譲渡又は承継させ  
てはならない。ただし、相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

第6条 乙は、この契約の履行について、工事の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、予め甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

第7条 乙は、浄化槽法第4条第3項の規定による浄化槽工事の技術上の基準及び市町村長が定める工事の基準に従って工事を行わなければならない。

第8条 乙は、浄化槽に係る屋外排水設備に関しても管理・監督の義務を有するものとする。

第9条 甲は、やむ得ない場合には、工事内容を変更し、又は工事着手を延期し、若しくは工事を一時中止することを求めることができる。この場合において、請負代金又は工期を変更する必要があるときは、甲乙協議して定めるものとする。

2 本条による変更、延期、又は中止による損害は乙の責めに帰すべき場合を除き、甲が負担する。

第10条 乙は、乙の責めに帰することができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、甲に対して、遅滞なく、その事由を明示して工期の延長を求めることができる。この場合、その延長日数は、甲乙協議して定める。

第11条 工事の完成引渡しまでに、工事目的物その他工事施工について生じた損害は、乙の負担とする。ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものは、甲の負担とする。

第12条 乙は、工事のため第三者に損害を及ぼしたときは、その賠償の責めを負う。ただし、甲の責めに帰すべき事由による場合は、甲がその責めを負うものとする。

第13条 乙は、市町村が定める合併処理浄化槽設置事業補助金交付要綱に基づき、所定の期間内に所定の書類及び写真を、甲に提出しなければならない。

第14条 甲は、工事が本契約の規定又は第7条に定める基準に適合しないと認めるときは、乙に対し相当の期限を定めてその瑕疵の補修を請求することができる。

2 甲は、浄化槽法第7条及び11条の規定により、水質に関する検査を受け、その検査の結果、浄化槽の工事について改善の指摘を受けた場合は、乙に対し、相当の期限を定めてその瑕疵の補修を請求し、又は補修に代わる損害賠償を請求することができる。

3 前項に定める請求は、浄化槽の工事についての改善の指摘が甲の責めに帰すべき事由に基づくものである場合には、請求することができない。

第15条 瑕疵の補修又は損害賠償請求権の行使は、引渡し後5年以内に行わなければならない。

第16条 次の各号に該当するときは、甲又は乙は催告その他何等の手続きを要せずこの契約を解除することができる。

(1) 浄化槽の設置等の届出その他の必要な手続きが受理されず、又は、認められないとき。

(2) 工事用地につき、工事施工が著しく困難と判断される瑕疵が発見されたとき。

2 前項により、この契約が解除された場合、乙はこの契約の履行のために乙において要した費用及び乙において甲のために概に支出した立替金を甲に請求することができる。

第17条 甲は乙が工事を完成するまでは、乙の損害を賠償して、この契約を解除することができる。

2 甲は乙の契約違反により、この契約の目的を達することができなくなったと認めるときは、催告その他何等の手続きを要せず、この契約を解除することができる。この場合、甲は甲の被った損害の賠償を乙に請求することができる。

第18条 次の各号に該当するときは、乙は催告その他何等の手続きを要せず、この契約を解除することができる。

(1) 第9条に基づき、工事が一時中止され又は甲の責めに帰すべき事由により着工期日が延期された場合に、工事の一時中止又は着工期日の延期の状態が10日以上継続したとき。

(2) 甲が請負代金を所定の期日に支払わなかったとき又は請負代金の支払能力を欠くことが明らかになったとき。

(3) 甲がこの契約に違反し、その結果、この契約を履行できなくなったと乙が認めたとき。

2 前項によって、この契約が解除された場合は、甲は乙に賠償するものとする。

第19条 乙の責めに帰すべき事由により、標記引渡期日（工期が変更された場合は、

変更の工期に基づいて定められる引渡期日)までに工事の目的物を引き渡すことができない場合は、甲は遅滞日数1日につき請負代金の3,000分の1の違約金を請求することができる。

2 甲がこの契約に基づいて、乙に支払うべき金員を所定の期日までに支払わないときは、甲は当該金員につき、支払期日の翌日から支払完了の日まで日歩3銭の割合による遅延損害金を乙に支払うものとする。

第20条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて、甲乙協議のうえ定めることとする。

以上契約の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 年 月 日

住 所 .....

甲（発注者）

氏 名 ..... 印

住 所 .....

乙（請負者）

氏 名 ..... 印

浄化槽工事業登録番号（ ）

又は、届出番号（ ）

## チェックリスト

No.	検査項目	チェックポイント	適
1	流入管渠及び放流管渠の勾配	汚物や汚水の停滞がないか	
2	放流先の状況	放流口と放流水路の水位差が適切に保たれ、逆流のおそれはないか	
3	誤接合等の有無	生活排水が全て接続されているか	
		雨水や工場廃水等が流入していないか	
4	柵の位置及び種類	起点、屈曲点、合流点及び一定間隔ごとに適切な柵が設置されているか	
5	流入管渠及び放流管渠及び空気配管の変形、破損のおそれ	管の露出等により変形、破損のおそれはないか	
6	嵩上げの状況	バルブの操作などの維持管理を容易に行うことができるか	
7	浄化槽本体の上部及びその周辺の状況	保守点検、清掃を行いきにくい場所に設置されていないか	
		保守点検、清掃の支障となるものが置かれていないか	
		コンクリートスラブが打たれているか	
8	漏水の有無	漏水が生じていないか	
9	浄化槽本体の水平の状況	水平がたもたれているか	
10	接触材等の変形、破損、固定の状況	嫌気ろ床槽のろ材及び接触曝気槽の接触材に変形や破損はないか	
		しっかり固定されているか	
11	曝気装置、逆洗装置及び汚泥移送装置の変更、破損固定及び稼働の状況	各装置に変形や破損はないか	
		しっかり固定されているか	
		空気の出方や水流に片よりはないか	
12	消毒設備の変形、破損、固定の状況	消毒設備に変形や破損はないか	
		しっかり固定されているか	
		薬剤筒は傾いていないか	

No.	検査項目	チェックポイント	適
13	ポンプ設備（流入ポンプ及び放流ポンプ）の設置、稼働状況	ポンプ柵に変形や破損はないか	
		ポンプ柵に漏水のおそれはないか	
		ポンプが2台以上設置されているか	
		設計通りの能力のポンプが設置されているか	
		ポンプの固定が十分行われているか	
		ポンプ取り外しが可能か	
		ポンプの位置や配管がレベルスイッチの稼働を妨げるおそれはないか	
14	ブロワーの設置、稼働状況	適正能力の送風機が設置されているか	
		防振対策がなされているか	
		固定が十分行われているか	
		アースはなされているか	
		漏電の恐れはないか	

上記のとおり確認したことを証します。

令和 年 月 日

浄化槽設備士 氏名 .....

県知事登録番号 ( )

届出番号 ( )